

神流町国民健康保険
特定健康診査・特定保健指導実施計画
(計画期間 平成30年度～35年度)

平成30年4月

神 流 町

第1章 計画策定にあたって

1 特定健診・特定保健指導の導入の趣旨

健診等の保健事業は、従来、老人保健法や医療保険各法に基づき、それぞれ実施されていたが、各健診の役割分担が不明確であるとともに、受診者に対するフォローアップが不十分である等の指摘がされていた。

このため、健診及び保健指導について適切に実施することで、将来の医療費削減が期待されることや、医療費データとの突合が可能となり、より効果的な実施方法等を分析でき、対象者の把握が容易となるため、全ての医療保険者に健診等が義務付けられたものである。

このような趣旨により、平成20年4月から、神流町国民健康保険の保険者である神流町は、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき、40歳以上75歳未満の加入者に対して、メタボリックシンドロームに着目し、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とし、健康診査及び保健指導（以下それぞれ「特定健診」、「特定保健指導」という。）を行うこととした。

2 計画の性格

この計画は、法第19条に基づき、特定健康診査等基本指針に即して、6年を一期とする特定健診等の実施に関する計画を策定するものであり、「群馬県医療費適正化計画（第3期）」「群馬県健康増進計画（元気県ぐんま21（第2次）」等と十分な整合性を図るものである。

3 計画の期間

この計画は、平成30年度から平成35年度とし、6年ごとに見直しを行う。

第2章 神流町の現況

1 人口と世帯数等

	人 口		世帯数	国保加入率
		うち40~74歳		
神流町全体	1,921	933	976	29.36%
うち国保加入	564	515	381	

（住民基本台帳：平成29年12月末現在）

2 健診の実施状況

	特定健診対象者数	受診者数	受診率
平成26年度	533人	301人	56.5%
平成27年度	521人	291人	55.9%
平成28年度	492人	275人	55.9%

（法定報告：平成26~28年度）

3 特定保健指導対象者数

平成 28 年度の健診結果における特定保健指導の対象となりうる国保加入者は、動機づけ支援レベルが 25 人、積極的支援レベルが 7 人である。

第 3 章 特定健診等の実施及び成果に係る目標値

1 特定健診・保健指導の実施に係る目標

(単位：%)

目標項目	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
特定健診受診率	57	58	59	60	60	60
特定保健指導実施率	58	59	60	60	60	60

2 特定健診等の実施の成果に係る目標

平成 35 年度において、平成 30 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を 10%減少させる。

第 4 章 特定健診及び特定保健指導の対象者数

1 特定健診実施者数の各年度の推計

(単位：人)

	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
対象者(40 歳以上)	480	450	420	390	360	330
うち受診者数	280	260	250	230	210	190

2 特定保健指導対象者数の各年度の推計

(単位：人)

	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
動機づけ支援	25	22	18	14	10	8
うち実施数	18	15	13	10	7	6
積極的支援	10	7	6	5	5	4
うち実施数	7	5	4	3	3	3

第 5 章 特定健診・保健指導の実施

1 特定健診の実施

特定健診は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的と

して、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。

(1) 実施場所

町内の2か所に会場を設定し、検診車により実施する。

対象地区	会場
魚尾、神ヶ原、間物、平原、尾附、西部	中里合同庁舎
柏木、麻生、生利、万場（一区～三区）、塩沢、森戸、黒田、小平、相原、青梨、船子（一区、二区）、持倉	健康づくり支援センター

(2) 実施項目

特定健診の実施項目については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令に規定する項目とする。

(3) 実施時期

毎年6月～7月に総日数5日間で実施する。

(4) 外部委託

特定健診の実施については委託とし、財団法人群馬県健康づくり財団と個別契約を締結する。

(5) 周知・案内方法

対象者へ実施1か月前に発送する受診券に特定健診の案内を同封する。また、広報誌及び町CATV等を利用し、被保険者へ周知を実施する。

(6) 事業者健診受診者データの収集方法

事業者が実施する健診を受診していることが確認できたときは、被保険者本人へ健診結果の提出を求める。

2 特定保健指導の実施

(1) 動機付け支援の実施方法

①初回面接は、個別の場合は30分または8人以下の集団の場合は1時間30分実施する。内容は、生活習慣の改善に必要な実践的なものとし、対象者の行動目標及び評価時期の設定を支援する。

②6か月後の評価の手段は、面接あるいは通信（電話・メール・FAX等）とする。評価は、個人で設定した行動目標が達成されているか、身体状況及び生活習慣に変化が見られたかについて行う。

(2) 積極的支援の実施方法

①初回面接は、動機付け支援と同様とする。

②継続的支援は、栄養・運動等の生活習慣改善に必要な実践的支援を実施する。支援A 4回以上、支援B 2回以上の組み合わせを3か月以

上継続して実施する。

③6か月後の評価は、動機付け支援と同様とする。

(3) 特定保健指導の対象者の抽出方法

内臓脂肪の蓄積を基本とし、リスク要因の数によって保健指導レベルを設定するとともに、より予防効果が期待できる年齢や効果が大きく期待できる者を優先し、指導対象者を選定する。

また、特定健診に相当する健診結果を提出した者に対しても、特定健診を受診した者と同様に、特定保健指導を実施する。

(4) 保健指導対象者の優先順位

- ①年齢が若い対象者
- ②健診結果が前年度と比較して悪化し、より保健指導が必要な対象者
- ③質問項目の回答により、生活習慣改善の必要性が高い対象者
- ④前年度において、特定保健指導の対象者であったにも関わらず、保健指導を受けなかった対象者

(5) 実施時期

毎年9月から3月の6ヶ月間にわたって実施する。

3 受診券、利用券の様式

国保連合会が作成する様式を使用する。

4 毎年のスケジュール

4月	・受診券・健診案内の発送	10月	↑ (積極的支援) 3か月以上継続的支援 ↓
5月		11月	
6月		12月	
7月	1月	・保健指導(評価)	
8月	2月		
9月	3月		

第6章 個人情報の保護について

神流町と健診機関との間に立ち、実施における費用決済や健診機関等から送付された健診結果及び保健指導結果のデータ管理に関する事務処理等の業務を群馬県国民健康保険団体連合会に委託する。

なお、個人情報保護対策として、神流町個人情報保護条例の規定により、情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、契約遵守状況について厳格に管理する。

第7章 計画の公表、周知について

1 実施計画の趣旨について、広報誌等へ掲載し周知を図る。

第8章 計画の評価、見直しについて

国への実績報告の数値により、実施計画の目標値との比較・検証し、翌年度の事業実施に反映させる。

なお、厚生労働大臣の定める「特定健康診査等基本指針」や関連法令等の変更があった場合は、本計画の内容についても見直しを行う。